

## 厚木市立保育所給食用物資の購入等に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市立保育所（以下「保育所」という。）で提供する給食用物資の購入の適正を期するため、厚木市立保育所給食用物資納入業者等選定委員会（以下「委員会」という。）の設置並びに納入業者及び物資の選定について必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 保育所で提供する給食用物資の納入業者及び物資の選定を行うため、委員会を設置する。

### (組織等)

第3条 委員会は、委員長及び委員4人以内をもって組織する。

2 委員長は、保育課長をもって充てる。

3 委員は、各保育所長をもって充てる。

4 委員会の庶務は、保育課が処理する。

### (委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (納入業者の選定)

第6条 委員会は、第8条の規定により登録された者（以下「登録業者」という。）の中から次に掲げる基準に基づき納入業者を選定するものとする。

(1) 通信及び運搬が便利であること。

(2) 環境が衛生的であること。

(3) 保育所の給食に深い理解を有し、協力的であること。

(4) 確実な取引先を有し、常時営業を続けていること。

(5) 施設設備及びその取扱いが衛生的であること。

(6) 指示した期日及び時刻までに指定の場所に給食用物資を納入できる機動力を有すること。

### (実態調査の実施)

第7条 委員会は、登録業者が前条に規定する基準を満たすことを確認するため、必要に応じて実態調査を実施するものとする。

### (登録の申請)

第8条 納入業者として登録されることを希望する者は、厚木市保育所給食用物資

納入業者登録申請書（第1号様式）に次に掲げる書類（かながわ電子入札共同システムに基づく登録がなされている者にあつては、第4号に掲げる書類を除く。）を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 食品衛生監視票の写し
- (2) 保健所許可証の写し
- (3) 誓約書（第2号様式）
- (4) 納税証明書の写し

（登録）

第9条 市長は、前条に規定する申請書を受理し、記載事項に不備がないと認めるときは、当該申請者を納入業者に登録するものとする。

2 登録期間は、登録された日から翌々年の3月31日までとする。

（登録事項の変更）

第10条 登録業者は、登録されている事項について変更が生じた場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

（登録の取消し等）

第11条 市長は、登録業者が誓約書に違反し、又は委員会が不相当と認めたときは、登録を取消し、又は一時停止することができる。

（給食用物資の選定）

第12条 給食用物資は、あらかじめ指定された物資の規格に応じ、納入業者から提出された商品規格書及び見積書に基づき、品質の良否、価格の高低等によって選定する。

（選定によらない食材）

第13条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる食材に限っては、委員会の選定によらないことができる。

- (1) 青果、精肉又は鮮魚の品質、鮮度、規格又は価格が著しく変更する食材
- (2) 地産地消の推進のため必要な食材
- (3) 緊急の用のため調達する食材

附 則

1 この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

2 厚木市立保育所給食用物資納入業者選定委員会規程は（令和元年11月1日施行）は、廃止する。